

定期預金規定

定期預金共通規定

1. (取扱店)

- (1) この預金の、預入・書替・解約、は口座開設店（以下「取引店」といいます。）のみで取扱います。
- (2) ただし、通帳式でのATM利用による追加預入は、取引店のほか当組合本支店のどこの店舗でも取扱います。

2. (非自動継続預金の支払時期等)

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に支払います。

ただし、期日指定定期預金の満期日については、次のとおりとします。

- (1) 満期日は、預入日の1年目の応答日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合には、10,000円以上1,000円単位の金額で指定してください。
- (2) 前記(1)による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (3) 前記(1)により定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合は、その満期日の指定がなかったものとします。

3. (自動継続預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

ただし、期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は預入日の1年目の応答日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取引店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、10,000円以上1,000円単位の金額で指定してください。
- (2) 一部について支払いがあった場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (3) 前記(1)による満期日の指定がない場合は、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(1)により定められた満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、前記(1)による満期日の指定がなかったものとし、引続き継続の取扱いをします。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合には通帳の当該受入の記載を取消したうえ）、受入店で返却します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記7.(3)①、②アからオおよび③アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記7.(3)①、②アからオまたは③アからオの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合所定の方法により届出てください。この場合において、当組合に届出のあった在留期間が超過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに）取引店に提出してください。
ただし、自動継続預金を書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。
なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - オ その他アからエに準ずる行為
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

8. (印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. (規定の準用等)

本規定に定めのない事項については、「預金共通規定」および「盗取された通帳（証書）等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」等、当組合の各種規定により取扱います。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(大口定期預金) 自由金利型定期預金規定

1. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応答日（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日とするこの預金の場合は満期日の前日）までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について後記期限前解約利率一覧表の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

(大口定期預金) 自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止する時は、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応答日から5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1ヵ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）については後記期限前解約利率一覧表の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

(スーパー定期預金) 自由金利型定期預金（M型）規定

I. 単利型規定

1. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日（預入日の3年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日とするこの預金の場合は満期日の前日）までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

ア. 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応答日に指定口座へ入金します。

イ. 定期預金とする場合には、当組合所定の基準により、預入日の1年後の応答日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、預入日の1年後の応答日における当組合所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数について後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記1.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書により記名押印して通帳とともに）提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

II. 複利型規定

3. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6ヵ月の複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

(スーパー定期預金)

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

I. 共通規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

II. 単利型規定

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.の（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1ヵ月後の応答日から預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
ア 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
イ 中間払利息を定期預金とする場合には、当組合所定の基準により、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
 - ③ 預入日の2年後の応答日の翌日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入

金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定7.(1)により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.(3)の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに）提出してください、

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、2.(2)②イの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

Ⅲ. 複利型規定

4. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定7.(1)により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.(3)の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

自由金利型定期預金 期限前解約利率一覧表

自由金利型定期預金（大口定期）、自由金利型定期預金〔M型〕（スーパー定期）

約定期間	単利型・複利型（スーパー定期のみ）			
	1ヵ月以上 3年未満	3年	3年超5年未満	5年
6ヵ月未満	「解約日の普通預金利率」または「6ヵ月以上1年未満の利率」のいずれか低い方			
6ヵ月以上 1年未満	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%
1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×50%	約定利率×40%
3年以上 4年未満	—	—	約定利率×80%	約定利率×70%
4年以上 5年未満	—	—	約定利率×80%	約定利率×80%

期日指定定期預金規定

1.（利息）

（1）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算し、満期日以後に元金とともに支払います。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・証書（通帳）記載の「2年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・証書（通帳）記載の「2年以上」利率

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×90%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

1.（自動継続）

（1）この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。

ただし、継続後の預金が期日指定定期預金の預入限度額をこえる場合は自由金利型定期預金（M型）3年複利型として継続します。継続された預金についても同様とします。

（2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（3）継続を停止するときは、証書（通帳）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。

① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・証書(通帳)記載の「2年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・証書(通帳)記載の「2年以上」利率

(2) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。

(3) 継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(4) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) この預金を定期預金共通規定7.(1)により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

変動金利定期預金規定

I. 共通規定

1. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6ヵ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(預入金額が1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

II. 単利型規定

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書(通帳)記載の中間利払利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間利払利息」といいます。)を利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書(通帳)記載の利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)を差引いた残額を満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定7.(1)により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は次のとおり支払います。

① 預入日の6ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6ヵ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間利払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額)との差額を清算します。

6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6 ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6 ヶ月未満	約定利率×50%
1年6 ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6 ヶ月未満	約定利率×70%
2年6 ヶ月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

Ⅲ. 複利型規定

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定7.(1)により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6 ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6 ヶ月未満	約定利率×50%
1年6 ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6 ヶ月未満	約定利率×70%
2年6 ヶ月以上3年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

自動継続変動金利定期預金規定

I. 共通規定

1. (自動継続)

(1) この預金は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし、その6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(預入金額が1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6ヶ月後の応答日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(預入金額が1,000万円以上の場合は、自由金利型定期預金)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

Ⅱ. 単利型規定

3. (利 息)

(1) この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書(通帳)記載の中間利払利率(前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に指定口

座へ入金します。

② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 1. の（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額をあらかじめ指定された方式により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金を組入れて継続します。

（2）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（3）この預金を定期預金共通規定 7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の 6 ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の 6 ヶ月後の応答日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
6 ヶ月以上 1 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 4 0 %
1 年以上 1 年 6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 5 0 %
1 年 6 ヶ月以上 2 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 6 0 %
2 年以上 2 年 6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 7 0 %
2 年 6 ヶ月以上 3 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 9 0 %

（4）この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。

Ⅲ. 複利型規定

4.（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（前記 2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 1.（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方式により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

（2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（3）この預金を定期預金共通規定 7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 7.（3）の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
6 ヶ月以上 1 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 4 0 %
1 年以上 1 年 6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 5 0 %
1 年 6 ヶ月以上 2 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 6 0 %
2 年以上 2 年 6 ヶ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 7 0 %
2 年 6 ヶ月以上 3 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・約定利率× 9 0 %

（4）この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。

以 上

（ステップアップ定期預金） 定額複利定期預金規定

1.（非自動継続預金の支払時期等）

（1）この預金は、預金の全部または一部について預入日の 6 ヶ月後の応答日以後の任意の日に利息とともに支払います。

（2）前記（1）による預金（一部支払いをしたときは、その支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の 6 ヶ月後の応答日

から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間に10,000円以上1,000円単位の金額で請求してください。

2.（自動継続預金の支払時期等）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に定額複利定期に自動継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
- (3) 継続を停止する時は、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。
- (4) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応答日（継続をしたときは、その継続日の6ヵ月後の応答日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (5) 前記（4）による預金（一部支払いをしたときは、その支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6ヵ月後の応答日から最長預入期限までの間に10,000円以上1,000円単位の金額で請求してください。
なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払後の預金残高について引続き自動継続の取扱いをします。
- (6) 継続停止の申出があった場合は、最長預入期限後に利息とともに支払います。

3.（非自動継続預金の利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日（最長預入期限後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払時に預入日から一部支払日の前日までの日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

6ヵ月以上1年未満	別に定める約定利率
1年以上1年6ヵ月未満	別に定める約定利率
1年6ヵ月以上2年未満	別に定める約定利率
2年以上2年6ヵ月未満	別に定める約定利率
2年6ヵ月以上3年未満	別に定める約定利率
3年以上3年6ヵ月未満	5年約定利率×70%
3年6ヵ月以上4年未満	5年約定利率×70%
4年以上4年6ヵ月未満	5年約定利率×80%
4年6ヵ月以上5年未満	5年約定利率×80%
5年	5年約定利率

- (2) この預金の最長預入期限後の利息は、最長預入日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の普通預金利率または「6ヵ月以上1年未満のスーパー定期預金の利率」のいずれか低い方によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（自動継続預金の利息）

- (1) この預金の利息は、継続預入日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限、一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率）によって6ヵ月複利の方法で計算します。
ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

6ヵ月以上1年未満	別に定める約定利率
1年以上1年6ヵ月未満	別に定める約定利率
1年6ヵ月以上2年未満	別に定める約定利率
2年以上2年6ヵ月未満	別に定める約定利率
2年6ヵ月以上3年未満	別に定める約定利率
3年以上3年6ヵ月未満	5年約定利率×70%
3年6ヵ月以上4年未満	5年約定利率×70%
4年以上4年6ヵ月未満	5年約定利率×80%
4年6ヵ月以上5年未満	5年約定利率×80%
5年	5年約定利率

- (2) 継続後の預金についても前記（1）と同様の方法によります。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座に入金するかまたは元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。
なお、最長預入期限後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を定期預金共通規定7.（1）により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定7.（3）の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率または「6ヵ月以上1年未満のスーパー定期預金の利率」

のいずれか低い方によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

この預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに取引店に提出してください。

以 上